

特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法44の2、68の20）

		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
特別償却の種類	1	旧44条の2第1項 旧68条の20第1項	旧44条の2第1項 旧68条の20第1項	旧44条の2第1項 旧68条の20第1項	旧44条の2第1項 旧68条の20第1項
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 高度技術産業用設備の種類等	3	()	()	()	()
高度技術産業用設備の名称	4				
資産の用途	5				
設置した工場、研究所等の名称	6				
同上の所在地	7				
取得等年月日	8	平・	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	9	平・	平・	平・	平・
購入先	10				
取得価額	11	円	円	円	円
基準取得価額割合	12	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$
基準取得価額 (11) × (12)	13	円	円	円	円
特別償却率	14	$\frac{7 \text{ 又は } 14}{100}$	$\frac{7 \text{ 又は } 14}{100}$	$\frac{7 \text{ 又は } 14}{100}$	$\frac{7 \text{ 又は } 14}{100}$
特別償却限度額 (13) × (14)	15	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	16	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用	高度技術産業集積活性化計画の同意年月日	昭平・	昭平・	昭平・	昭平・
	同上から取得等までの期間				
要件	特定高度技術産業集積地域の名称				
	(事業指定告示の該当番号) 研究所用の建物及びその附属設備以外のものにあつては、法人の営む事業が高度技術工業に該当する旨の事項	()	()	()	()
等	高度技術産業用設備の取得価額の合計額等	円	円	円	円
	その他参考となる事項				

特別償却の付表（十） 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十）の記載の仕方

1 この付表（十）は、青色申告法人が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第44条の2《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の20《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、高度技術産業用設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、平成19年旧措置法第44条の2又は第68条の20のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「事業の種類2」には、高度技術産業用設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「高度技術産業用設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、高度技術産業用設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その高度技術産業用設備が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「高度技術産業用設備の名称4」には、高度技術産業用設備に該当する資産の名称を記載します。

6 「資産の用途5」には、例えば「工場用」、「研究所用」、「開発研究用」等の用途を記載します。

7 「設置した工場、研究所等の名称6」には、高度技術産業用設備を設置した工場、研究所、作業場等の名称を記載します。

8 「取得価額11」には、高度技術産業用設備の取得価額を記載します。

ただし、その高度技術産業用設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「基準取得価額割合12」の分子は、対象資産が措置法

第42条の4第6項に規定する中小企業者等以外の法人が取得等をした平成19年旧措置法第44条の2第1項に規定する高度技術産業用設備である場合（又は措置法第68条の9第6項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等以外の連結親法人若しくはその連結子法人が取得等をした平成19年旧措置法第68条の20第1項に規定する高度技術産業用設備である場合）には「75」を○で囲み、それ以外の場合には「100」を○で囲みます。

10 「特別償却率14」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の特別償却率を○で囲みます。

(1) 機械及び装置である場合 … 「14」

(2) 建物及びその附属設備である場合 … 「7」

11 「償却・準備金方式の区分16」は、その高度技術産業用設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「高度技術産業集積活性化計画の同意年月日17」には、高度技術産業集積活性化計画の同意年月日を記載します。

(2) 「特定高度技術産業集積地域の名称19」には、例えば「西播磨テクノポリス地域」等のように特定高度技術産業集積地域の名称を記載します。

(3) 「研究所用の建物及びその附属設備以外のもの」にあつては、法人の営む事業が高度技術工業に該当する旨の事項20には、高度技術産業用設備が研究所用の建物及びその附属設備以外のものに該当する場合に、法人の営む事業が高度技術工業に該当する旨の事項を記載するほか、（ ）内にその高度技術工業の指定告示の該当番号を記載します。

(4) 「高度技術産業用設備の取得価額の合計額等21」には、機械及び装置の1台又は1基の取得価額又はその特定高度技術産業集積地域において当期に事業の用に供した工場用又は研究所用の建物及びその附属設備の取得価額の合計額をそれぞれ記載します。

なお、機械及び装置の1台又は1基の取得価額が500万円未満のもの並びに建物及びその附属設備の取得価額の合計額が5億円未満のものは、この制度の適用対象となりませんので、注意してください。

(5) 「その他参考となる事項22」には、その資産が高度技術産業用設備に該当する旨等参考となる事項を記載してください。